

施工要領書

アムズ高度処理型浄化槽

C X F 型

流量調整型嫌気濾床担体流動浮上濾過方式

[5, 7, 10人槽]

この度はアムズC X F型をお買いあげいただき、誠にありがとうございました。

- ・ この「施工要領書」をよくお読みになり、正しい施工を行ってください。

工事店（施工業者）の方へ

- ・ 工事前には、必ず関係官公庁に所定の申請書を提出して、許可を得てください。
- ・ ブロワの段ボール箱に同封してある取扱説明書中の保証書に、型式、据付年月日、使用開始年月日、販売・工事店名などを記入し、必ずお客様へお渡しください。
- ・ 電気工事は、必ず電気工事士の資格を持つ専門業者に依頼してください。
- ・ 工事を行う前には部品が揃っていることを確認してから工事を進めてください。

目 次

1. 施工上のご注意	1	5. 試運転調整（施工後チェック）	13
2. 施工前の一般注意事項	3	6. 排水ポンプ槽(オプション槽)	15
2-1 施工資格と法令義務	3	6-1 寸法及び仕様	15
2-2 浄化槽の設置申請手続き	3	6-2 施工及びポンプの取り付け	15
2-3 浄化槽工事の技術上の基準	6	7. 特殊施工、オプション施工	18
3. 設置工事	8	7-1 深埋め工事	18
3-1 設置前の確認事項	8	7-2 駐車場に設置する場合	18
3-2 土工事	8	7-3 水場に設置する場合	20
3-3 据付工事	8	7-4 特殊な荷重がかかる場合	21
3-4 埋戻し工事	9	7-5 臭突配管工事	21
3-5 配管工事	9	7-6 屋内に設置する場合	22
3-6 ブロワ据付工事	9	7-7 寒冷地に設置する場合	22
3-7 電気工事	9	7-8 多雪地域に設置する場合	22
3-8 スラブコンクリート工事	10	7-9 FRP製かさ上げの施工方法	23
4. 施工の完了	10	8. C X F 型冠水時の対策	24
4-1 後片付け、清掃	10	9. アフターサービスについて	25
4-2 工事内容の確認	10	9-1 保証期間と保証の範囲	25
4-3 試運転	10	9-2 保証体制	25
4-4 竣工検査	11		
4-5 引渡し	11		



注意

施工要領書の本文に出てくる警告、注意表示の部分は浄化槽を設置する前に必ずお読みになりよく理解してください。







アムズ株式会社

1. 施工上のご注意

浄化槽工事にあたっては、この施工要領書の中に記載されている警告表示・注意表示事項などをよく読み、くれぐれも安全を心がけてください。絵表示は、それぞれ次のような意味を表しています。

●絵表示について

 警告	この表示を無視して誤った取扱をすると、人が死亡又は重傷を負う危険が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して誤った取扱をすると、人が傷害を負う危険が想定される内容及び物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

 警告	
感電・発火事故防止 ① アースが必要なブロウ・ポンプ・制御盤などの電気機器は、必ずアース工事をして下さい。 ② ブロウの電源にコンセントを使用する場合は、防水型コンセントをご使用下さい。 ③ ブロウ、ポンプ・制御盤などの電気機器の工事は、電気工事士の資格を持つ専門業者に依頼して下さい。 <u>これらの注意を怠ると感電発火の生ずるおそれがあります。</u>	
 注意	
マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止 ① マンホールフタは、積載荷重に応じて適正なものを使用してください。 ② 工事中は、必要とき以外はマンホール・点検口などの蓋を必ず閉めて下さい。 ③ マンホール・点検口などのひび割れ・破損などを発見したら、直ちに取り替えて下さい。 <u>これらの注意を怠ると転落・傷害の生ずるおそれがあります。</u>	
傷害事故防止 ① 槽の吊り上げ・据付は、玉掛け作業でおこなって下さい。 ② 槽の下には立ち入らないで下さい。 ③ 適正な吊り角度で必ず4点吊りとしてください。 ④ 槽の据付け時には、落下や衝撃を与えないよう注意してください。 <u>このような注意を怠ると傷害事故の生ずるおそれがあります。</u>	
転落事故防止 ① 据付後の水張り、浮上防止金具の取付作業は足場板などで養生しておこなって下さい。 ② 埋設工事に際して、穴を掘った周囲には、防護柵をつくり関係者以外立ち入らないようにして下さい。 <u>この注意を怠ると、転落事故(傷害)の生ずるおそれがあります。</u>	

消毒剤による器物破損事故防止

- ① 消毒剤は浄化槽を使用開始するまで開封しないでください。
- ② 消毒剤を開封する前に浄化槽へ流入する排水元の設備・機器（トイレ、浴室、洗面台、台所など）のトラップが切れていないことを確認してください。
- ③ 浄化槽の排水ますには雨水の配管を接続しないでください。また給湯器などの排水配管を接続する場合は機器類の施工説明書をよく読み、防食対策を行って下さい。

これらの注意を怠ると消毒剤から発生する塩素ガスによって設備・機器が腐食し、器物破損・傷害事故の生じるおそれがあります。

浄化槽工事は、工事現場で浄化槽設備士が指導してください。

留意事項

1. 浄化槽の設置届けを確認して下さい。
2. 施工要領書・工事仕様書、浄化槽工事の技術上の基準などの諸法令を確実に守って工事して下さい。
工事が不完全な場合は槽の破損による汚水漏れ・放流水質の悪化などの原因になります。
3. 排水ポンプ槽を設ける場合は、必ず臭突を設けてください。
4. 電気工事は、必ず電気工事士の資格を持つ専門業者に依頼してください。
5. ブロワを設置する場所は、通気・防湿・騒音に配慮して下さい。
振動防止のために、基礎はコンクリート製とし、ブロワ自体の重量や振動に耐えるものとして下さい。
据付コンクリートの基礎は、建築物と直接繋げることなく、地盤(GL)より 10cm 以上高くしブロワ台の外寸より 5cm 大きくして下さい。
6. 工事は浄化槽工事の技術上の基準を守り、特に、基礎工事、埋め戻し工事、上部スラブ打設などは、施工要領書に基づき正しく行って下さい。
また、駐車場・車庫にする場合、交通量の多い道路際に設置する場合、近くの建築物の荷重が槽本体に影響する場合、軟弱地盤に施工する場合、多雪地帯に設置する場合などは特殊工事になりますので、槽本体に影響を及ぼさないように補強工事を行って下さい。
7. 浄化槽を破損しないように埋め戻しには次のような事項に注意し作業して下さい。
 - 1) 水張り後に、埋め戻し作業を行うこと
 - 2) 埋め戻しの土は、石ころなどが混入しない良質土を用いること
 - 3) 埋め戻し時に重機のバケットなどを槽に当てたり、高いところから埋め戻しの土を落とさないこと
8. 浄化槽設置工事に伴う残土・残材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で産業廃棄物となりますので、その規定にしたがって処理して下さい。
9. 設置工事完了後は、施工チェックリストで確認して下さい。
10. 使用者に、浄化槽の保守点検業者との維持管理契約をするよう指導して下さい。
11. 取扱説明書・保証書等を施主に手渡すときは必ず受領書を受け取り保管して下さい。
12. 「取扱説明書など」が使用者に渡っていないときは、弊社に連絡するようお願い下さい。さっそく郵送いたします。
13. 浄化槽の設置工事に関して不詳な点は弊社窓口にお問い合わせ下さい。

2. 施工前の一般注意事項

2-1 施工資格と法令義務

〔登録、届出〕 ……………浄化槽法—第 21 条、33 条
浄化槽の工事業を営む者は、都道府県知事の登録を受け又は届出をしなければなりません。

〔浄化槽設備士の設置〕 ……………浄化槽法—第 29 条
浄化槽の工事業者は、浄化槽の工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者自ら実地に現場監督をしなければなりません。
又、浄化槽設備士は、『浄化槽設備士証』を携帯していなければなりません。

〔標識の掲示〕 ……………浄化槽法—第 30 条
浄化槽工事業者は、その営業所及び浄化槽の現場ごとに、『浄化槽工事業者登録(届出)票』を掲げなければなりません。

〔帳簿の備え付け〕 ……………浄化槽法—第 31 条
浄化槽工事業者は浄化槽工事ごとに所定の帳簿を作成し、5 年間保存しなければなりません。

2-2 浄化槽の設置申請手続き

浄化槽を設置するときには、事前に届出が必要です。

又、国土交通大臣の型式認定を受けた浄化槽の工事は、この届出をしてから 10 日間を経過するか、工事を着手してよい旨の通知を受けなければ行うことが出来ません。手続きの窓口は、次のように建築主事と都道府県知事の 2ヶ所があります。

(1) 建築確認申請を伴う場合 ……………建築基準法—第 6 条

①建築確認申請を必要とする条件

建築物を新築または増築・改築する場合、その付属設備として浄化槽を設置する場合には、建築基準法に基づいて確認申請を行い、建築主事の確認を受けなければなりません。
ただし、増築・改築する建物の床面積が 10m²以下の場合（かつ防火・準防火地域内に該当しない場合）および都市計画区域外に建物を増築・改築する場合（かつ特殊建築物および大規模建築物に該当しない場合）は確認申請が不要です。

②提出先

建築主事または指定確認検査機関

③提出書類

建築確認申請書

(2) 建築確認申請を伴わない場合 ……………浄化槽法—第5条

①建築確認申請を必要としない条件

(1) ①に該当しない場合（既存の汲み取り便所を水洗便所に改造するために浄化槽を設置する場合など）。

②申請先

都道府県知事（保健所を設置する市または特別区にあつては市長または区長）

③提出書類

浄化槽設置届出書

浄化槽工事業者登録票 様式第8号、様式第9号

40cm以上	
浄化槽工事業者登録(届出済)票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(登又届)第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

35cm
以上

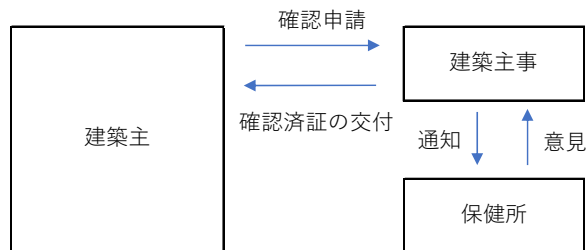
[備考]

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては、当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

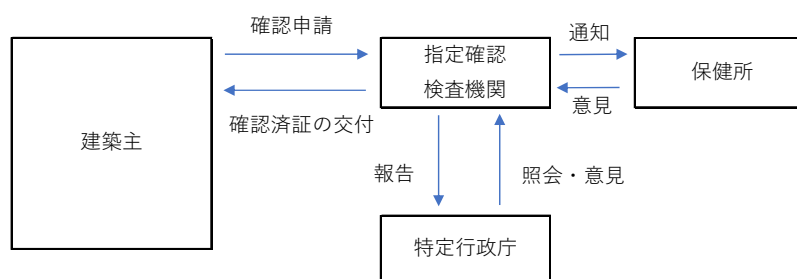
建築確認申請を伴う場合

- ・ 建築主事または指定確認検査機関に『建築確認申請書』を提出する。

建築主事に提出する場合

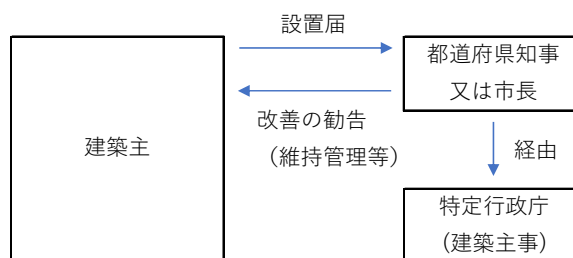


指定確認検査機関に提出する場合



建築確認申請を伴わない場合

- ・ 都道府県知事または市長に『設置届』を提出する。



確認申請書及び設置届けの添付書類

- | | | |
|------------------|----|--|
| 工場生産浄化槽型式認定書 | …… | 浄化槽法で工場生産浄化槽は国土交通大臣の認定を受けることとなっています。 |
| 型式適合認定書(仕様書及び図面) | …… | 浄化槽の構造に問題がないかを確認するため。また、適合認定書は確認申請書の添付図書の一部にかえることが可能です。(弊社窓口にて用意してあります。) |
| 建物の平面図 | …… | 人員算定を行うため。 |
| 排水系統図 | …… | 敷地外の主要な排水系統図を含み、汚水、排水源から放流先が読みとれるもの。 |

*** 地域によって、様式、添付書類、必要部数などが異なりますので、所轄建築指導課、保健所、浄化槽協会あるいは弊社窓口までお問い合わせ下さい。**

2-3 浄化槽工事の技術上の基準

浄化槽の工事は「浄化槽工事の技術上の基準」(浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令・昭和60年9月27日厚生省、建設省令第1号)に基づく施工方法で工事を行って下さい。

「浄化槽工事の技術上の基準」

(昭和60年9月27日、厚生省、建設省令第1号抜粋)

- 一 浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。
- 二 浄化槽が法第4条第2項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。
- 三 浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。
- 四 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。
- 五 根切り工事、山留め工事等は次に定めるところにより行うこと。
 - イ 建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ロ 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。
 - ハ 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ニ 埋め戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。
 - ホ 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋め戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。
- 六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- 七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。
- 八 コンクリートの打ち込みは、打上りが均質で密実になるように行い、かつ所要の強度になるまで適切に養生すること。
- 九 地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮き上がりを防止するために必要な措置を講ずること。
- 十 沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。
- 十一 接触材、ばっ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばっ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。
- 十二 越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流量が均等になるように調整すること。
- 十三 浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて仕上げを行うこと。
- 十四 電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。
- 十五 ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
- 十六 工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
- 十七 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

(届出を要しない浄化槽の構造又は規模の軽微な変更)

第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定による厚生省令・建設省令で定める軽微な変更は、処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の 10%以上の変更を伴わないものとする。

(浄化槽設置の届出)

第 3 条 法第 5 条第 1 項に規定による浄化槽の設置の届出は、別記様式第 1 号による届出書を浄化槽を設置しようとする場所を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長とする。以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に提出して行うものとする。

2 法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定を受けた浄化槽以外の浄化槽にあっては、前項の届出書には、構造図、仕様書及び処理工程図を添付するものとする。

(浄化槽の構造又は規模の変更の届出)

第 4 条 法第 5 条第 1 項の規定による浄化槽の構造又は規模の変更の届出は、別記様式第 2 号による届出書を当該浄化槽の所在地を管轄する都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、変更後の浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図を添付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日(昭和 60 年 10 月 1 日)から施行する。

3. 設置工事

3-1 設置前の確認事項

工事を行うための次の条件を確認してください。

- ・ 設置場所の広さ……………設置通りの広さがあるか。
- ・ 配管路の状況……………浄化槽の配管経路に障害物はないか。
- ・ 搬入、搬出路の状況……………浄化槽の持ち込みができるか。
- ・ 設置場所周囲の状況……………資材置場、工事車両、残土一時置場があるか。
- ・ 土質の良否および湧水の有無……………現場で電気、工事用水が調達できるか。
- ・ 放流の方法……………自然放流かポンプアップ放流か。
- ・ 浄化槽および付属品は整っているか。
- ・ 浄化槽の施工の際は現場毎に標識を掲げること

3-2 土工事

① 縄張り、遣方

- ・ 整地を行って浄化槽の位置を決定するための地縄張りを行います。
- ・ 基準点からのレベル、位置、方向、芯を表示するための遣方を行います。

② 掘削工事

- ・ 作業は必要な深さおよび広さを見込んで掘削を行います。
- ・ 深さが 1.5m 以上の根切り工事の場合、山留めが必要となる場合があります。地盤及び周辺状況の確認を十分に行ってください（建築基準法施行令第 136 条の 3）。
- ・ 地下水位の高い現場では水替えを行ってください。

③ 基礎工事

- ・ 基礎は、所定の深さに根切りを行った後、地業工事、鉄筋工事およびコンクリート工事を行います。
- ・ 基礎などの厚さは、地耐力および浮上防止を考慮して決定するものとし、原則として下表によりますが、施工仕様がある場合はこれに従ってください。

表 1 基礎などの厚さ

種 別		処理種別および処理対象人員
		小型合併処理
		50 人以下
切込み砂利又は切込み砕石		100 以上
均しコンクリート		50 以上
鉄筋コン クリート	コンクリート厚さ	150 以上
	配 筋	D10-200@(シングル)

3-3 据付工事

- ・ 吊り込み、吊り降ろしは、槽の「吊り金具」に 4 本ロープを掛けてください。なお、作業は玉掛けの作業主任者の資格者が行ってください。
- ・ 吊り角度は 60° 以下としてください。
- ・ 浄化槽をベースコンクリートの所定の位置に降ろすときは、流入管、放流管の方向、コンクリート上に異物がないことを確認してください。
- ・ 浄化槽の位置決めを行い、槽の内部に異常のないことを確認して、所定の水位（水位目安線）まで水張りを行い、漏水および水平の確認を行って下さい。
- ・ 必要に応じて浮上防止工事を行って下さい

3-4 埋戻し工事

- ・ 埋戻しの際は、本体の開口部から土砂が入らないようにしてください。
- ・ 埋戻しの土は、岩石などの混入しない良質土を用い、周囲を均等に、すき間ができないよう水締め、突き固めなどを行ってください。
- ・ かさ上げを必要とする場合は、最大 30cm 以内としてください。

3-5 配管工事

- ・ 材料は J I S 規格品とし、排水管用には V U 管を、送気管用には V P 管を用いてください。
- ・ マスは既製ブロックやプラスチック製のものを用います。流入側のマスは全てインバートマスとしてください。
- ・ 配管勾配は管径分の 1 とします。
- ・ マスの位置は配管の起点、屈曲点、合流点、直線部分では管内径の 120 倍以内の範囲とします。
- ・ 空気配管長さは 5m 以内、曲がりには 5 箇所以内としてください。
- ・ 空気配管には散気と逆洗があります。誤接合しないよう注意してください。
- ・ 10 人槽の空気配管は 20A で行ってください。
- ・ 風通しが悪く、臭気のこもりやすい場所に設置する場合、排水ポンプ槽を設ける場合は臭気、排気対策として臭突を設置してください。(p-17 臭突配管工事参照)
- ・ 臭突管には汚水の配管を絶対に接続しないでください。
- ・ 浄化槽配管には雨水や工場排水は接続しないでください。

※実際の配管工事は 20mm 程度の余裕をもって行ってください。

3-6 ブロワ据付工事

ブロワの据付場所と施工方法は次のようにしてください。

① 場所の選定

- ・ 寝室、書斎、居間などからできるだけ離れた場所
- ・ 風通しがよい場所（屋内には設置しないでください）
- ・ できるだけ西日の当たらない場所
- ・ 浄化槽と水平以上の位置で、冠水のおそれがない場所
- ・ 湿気を受けたり、雪に埋もれたりしない場所
- ・ 近くに可燃物や危険物がない（置くことのない）場所
- ・ 階段下など共鳴しやすい場所は避ける
- ・ いつでも保守点検が容易にできる場所

② 据付ベース

- ・ 据付ベースはコンクリート製とし、ブロワの重量や振動に耐えるものとしてください。
- ・ ベースコンクリートは建築物の基礎や壁面と繋げることなく、地盤(GL)より 10cm 以上高くし、かつブロワ台の外寸より 5cm 大きく施工してください。

③ 接続

- ・ ブロワと送気管との接続は付属の接続用ゴムエルボでブロワの吐出口と送気管を接続し、ホースバンドで止めてください。

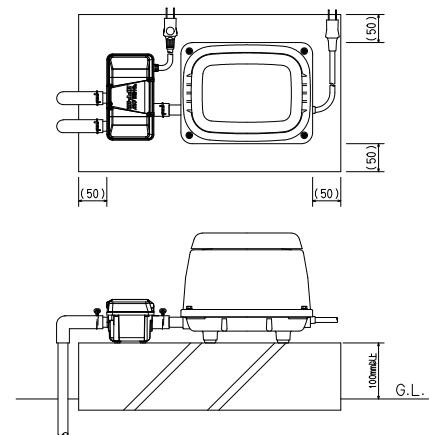


図 1 ブロワ基礎の例

3-7 電気工事

- ・ 電気工事は電気工事士の資格を持つ専門業者にお問い合わせください。
- ・ 電源（単相 100V）は浄化槽専用とし、屋外用カバー付き防水型コンセントをブロワに近い建物の外壁に設けてください。

- ・ 電源の一次側には漏電遮断機（ELB）をつけてください。
- ・ 必要に応じアースを行ってください。

アースについて

- ・ アースはブロワのアース取り付けネジから取って行ってください。
- ・ 電源用コンセントにアース端子がついている場合はアース端子にアース線を接続してください。
- ・ アース端子がない場合は、アース工事を行ってください。（D種接地工事）

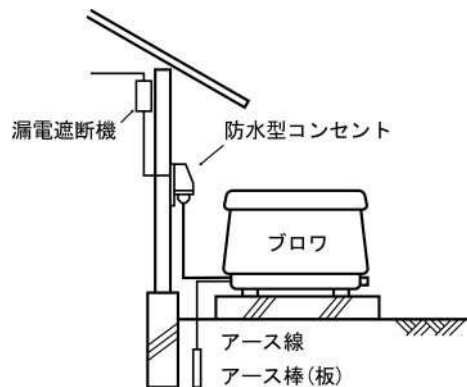


図 2 電気工事の例

3-8 スラブコンクリート工事

- ・ 埋め戻し工事が完了したらマンホールの周囲にコンクリートを打設します。
- ・ スラブコンクリートを打たない場合は、マンホール周りの水はけを良くし、整地してください。

4. 施工の完了

4-1 後片付け、清掃

- ・ 外回りや、用具の後片付けを行います。
- ・ 配管内、マス、槽内部などがコンクリート屑、モルタル片、土砂あるいは管の削り屑などで汚れている場合、汚れた箇所を清掃します。

4-2 工事内容の確認

- ・ 全ての工事が適切に行われたかどうか確認してください。
- ・ 設置工事が完了したら p-12 の「施工チェックリスト」を活用し、工事の適正を確認してください。確認後はこの「施工チェックリスト」を取扱説明書と一緒にお客様へお渡ししてください。

4-3 試運転

「施工チェックリスト」で工事の適正を確認後、試運転を行い、次の項目を確認します。

1. 異常な水位の上昇、低下はないか
2. 嫌気濾床槽ろ材に変形はないか。しっかり保持されているか。
3. 担体反応槽、担体濾過槽の担体に異常はないか。
4. 担体反応槽のばっ気は左右均か。担体は流動しているか。
5. 移行装置・循環装置・揚水装置は正常に稼働するか。
6. ブロワは正常に運転しているか
7. 切替 BOX（タイマー）の現在時刻は正しいか。
8. 切替 BOX を操作し、担体濾過槽が正しく逆洗されるか確認する。
9. 流入時、薬剤筒が処理水と確実に接触しているか
注意：消毒剤は使用開始まで絶対に開封しないで下さい。
10. マンホール類のロック機構は正常か

4-4 竣工検査

- ・ 試運転調整後、関係官庁の竣工検査を受けてください。
- ・ 竣工検査には設置者や管理者に立ち会ってもらい、引渡しについて打ち合わせを行ってください。
- ・ 保守点検業者が決まっている場合には立ち会いを求め、必要な引継ぎを行ってください。

4-5 引渡し

- ・ 設置者や管理者に使用上の注意事項や保守点検、清掃、法定検査などについて説明してください。
- ・ 保守点検業者が決まっていない場合は、紹介してください。
- ・ 最後に取り扱説明書内にある『保証書』に必要事項を記入し、設置者にお渡してください。
- ・ 新築の場合など書類が手渡しできない場合には、建築業者や保守点検業者などに依頼してください。

アムズ CXF 型『施工チェックリスト』

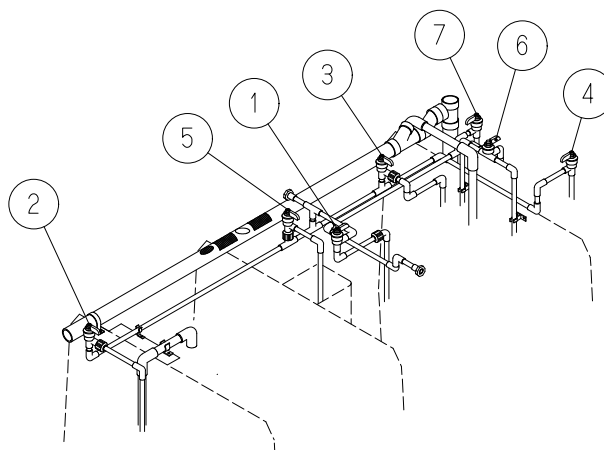
検査項目	チェックのポイント	欄
1 流入管渠及び放流管渠の勾配	勾配は 1/100 以上とられているか。	
	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水がすべて接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び直線部分については配管内径の 120 倍を超えない範囲で適切な弁が設置されているか。	
	流入系の弁は全てインバート弁になっているか。	
	蓋は密閉型になっているか。	
	2 重トラップになっていないか。	
5 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出などにより変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	かさ上げは 30cm 以内か。	
	バルブの操作等の維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃が行える場所が確保されているか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	浄化槽の上部にコンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 濾材等の変形、破損、固定の状況	嫌気濾床槽の濾材に変形や破損はないか。 しっかり固定されているか。	
	担体反応槽、担体濾過槽の担体に著しい変形や破損はないか。他槽に移流していないか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置、移行装置、循環装置、揚水管の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤は傾いていないか。	
13 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプ弁に変形や破損はないか。	
	ポンプ弁に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが 2 台以上設置されているか。	
	設計通りの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
14 ブロワ及び切替 BOX の設置、稼働状況	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
	D 種接地工事が行われたか。	
	電源の一次側に漏電遮断機(ELB)がついているか。 ブロワの足とコンクリート基礎の間に隙間がないか。ブロワにがたつきはないか。	
上記の通り確認したことを証します。		
		年 月 日
浄化槽設備士氏名 (浄化槽設備士免状の交付番号)		印)

5. 試運転調整（施工後チェック）

施工完了後「施工に関する審査チェックリスト」に従いチェックを行うと同時に試運転調整を行います。

バルブ類および各単位装置の設定は下記の通りです。

試運転の際は別途浄化槽ごとに準備してある「試運転チェックリスト」を使用してください。

チェック内容																																	
1)バルブの設定	<p>バルブ類の標準設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浄化槽型式</th> <th>①(青) 散気</th> <th>②(灰) 移行</th> <th>③(灰) 循環</th> <th>④(白) 揚水管</th> <th>⑤(黄) 空気逃がし</th> <th>⑥(赤) 逆洗</th> <th>⑦(赤) エアリフト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CXF-5</td> <td>開</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>閉</td> <td>開(50)</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>CXF-7</td> <td>開</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>閉</td> <td>開(50)</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>CXF-10</td> <td>開</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>閉</td> <td>開(50)</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> 	浄化槽型式	①(青) 散気	②(灰) 移行	③(灰) 循環	④(白) 揚水管	⑤(黄) 空気逃がし	⑥(赤) 逆洗	⑦(赤) エアリフト	CXF-5	開	5	5	15	閉	開(50)	74	CXF-7	開	7	7	15	閉	開(50)	78	CXF-10	開	10	10	15	閉	開(50)	82
浄化槽型式	①(青) 散気	②(灰) 移行	③(灰) 循環	④(白) 揚水管	⑤(黄) 空気逃がし	⑥(赤) 逆洗	⑦(赤) エアリフト																										
CXF-5	開	5	5	15	閉	開(50)	74																										
CXF-7	開	7	7	15	閉	開(50)	78																										
CXF-10	開	10	10	15	閉	開(50)	82																										
2) 散気状況の確認	ばっ気が均等に行われているかを確認し、偏りがある場合には散気管の固定状況を確認する。																																
3) 移行、循環装置及び揚水管の運転状況の確認	定量移行・循環装置の各バルブが処理対象人員にあっていることを確認し、吐出状況を確認してください。揚水管はバルブ目盛 15 を確認し、吐出状況を確認してください。																																
4) 逆洗状況の確認	切替 BOX の手動ボタンを押し逆洗状態に切り替え、担体濾過槽の逆洗状態を確認し、偏りがある場合は逆洗バルブを調整してください。また、エアリフトバルブが所定の目盛に設定されていることを確認し、吐出状況を確認してください。																																
5) 切替 BOX の確認	現在時刻が正しいことと逆洗時間の設定を確認してください。標準逆洗時間の設定は、AM2:00～AM2:05（5 分間）を出荷時に設定しています。切替 BOX の操作方法は切替 BOX の取扱説明書を参照してください。																																

試運転チェックリスト（C X F型）

ブロワを運転した状態でバケツなどにより水を何度か流し、次の事項を確認する。

単位装置	チェック項目	結果と処理
嫌気濾床槽	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1室の水位は規定の範囲内にあるか。(L. W. L ~H. W. L) ② 定量移行装置は正常に作動しているか。 ③ 担体反応槽から第2室へ自然移送される水量は2つの移流口ともに均等であるか。 ④ 担体移流防止網に目詰まりはないか。 ⑤ 担体反応槽および担体濾過槽の担体が移流してきていないか。 	
担体反応槽	<ul style="list-style-type: none"> ① 担体が左右均等に流動しているか、偏流や停滞がみられないか。 ② 空気逃がしバルブの操作によって送気量の調節が可能であるか。 ③ ブロワは正常に運転しているか。 ④ 循環装置は正常に稼働しているか。 	
担体濾過槽	<ul style="list-style-type: none"> ① 揚水管は正常に稼働するか。 ② 切替 BOX の操作により担体が逆洗されるか。 ③ 担体移流防止網に目詰まりはないか。 ④ 逆洗エアリフトは正常に稼働するか。 	
消毒槽	<ul style="list-style-type: none"> ① 流水時、消毒剤が処理水と接触しているか。 ② 接触面積の調整ができるか。 	
マンホール蓋 など	<ul style="list-style-type: none"> ① 蓋はしっかりと固定できるか。 ② 確実にロックできるか。 	
オプション施工 (原水ポンプ槽) (排水ポンプ槽)	<ul style="list-style-type: none"> ① フロートスイッチの位置、間隔の確認をする。 ② ポンプの回転方向を確認する。 ③ 試運転でのフロートスイッチやセンサーの作動状況を確認する。 	



注意

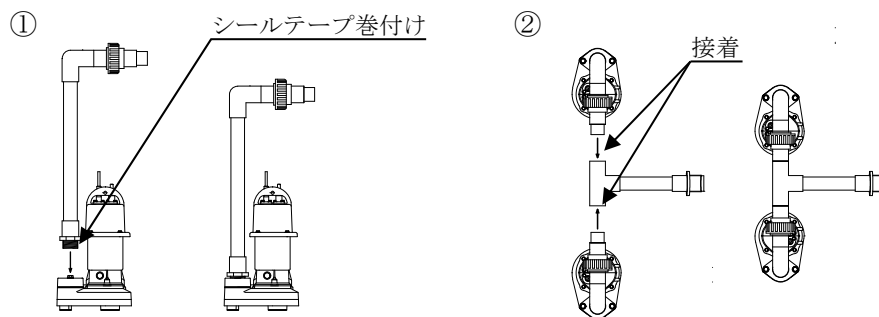
転落（傷害）事故防止

据付後の水張りなどの作業時には槽本体のバランスに十分に注意して作業を行ってください。
これらの注意を怠ると、槽が転倒、破損し、転落（傷害）事故の生ずるおそれがあります。

4. ポンプの取り付けについて

ポンプとポンプ配管は組付けられていませんので、埋め戻し完了後にポンプとポンプ配管を接続し、流出管に接着してください。

- (ア) 配管の向きに注意してバルブソケットにシールテープを4回以上巻き、ポンプにねじ込み固定します。
- (イ) 流出管に接着固定します（突き合わせ）



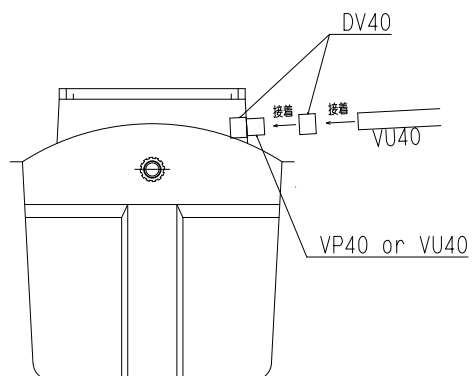
配管方法取付図

※ポンプの運転方法につきましてはポンプに付属されている取扱説明書を参照ください。

5. 臭気・通気対策について

排水ポンプ槽を設置する場合は臭気対策、通気対策として臭突管または通気配管を必ず行ってください。これらを行わないと臭気の発生及び消毒剤から発生する塩素ガスによる槽内機器類の腐食や建物内の台所の水洗金具、機器類の金属部を腐食させるおそれがあります。通気配管の接続は以下の手順で行ってください。

通気配管は排水ポンプ槽の側面にある開口のキャップを取り外して配管を接続してください。接続部はコーキング処理を行ってください。

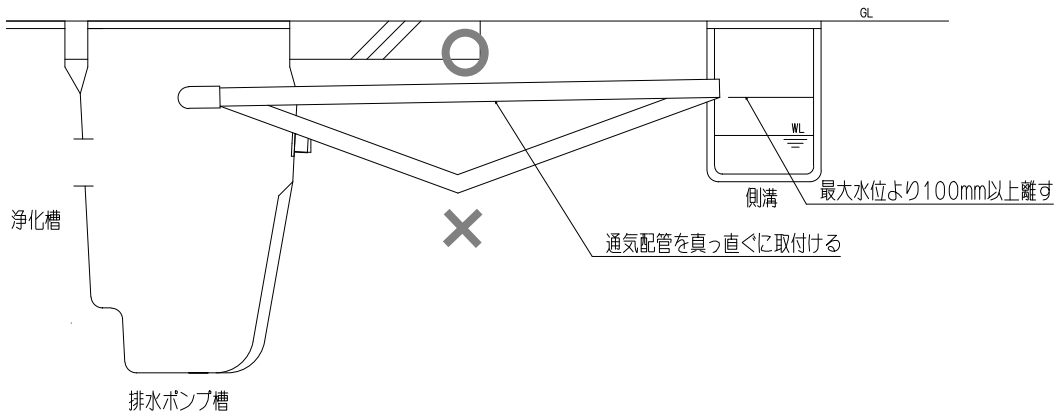


必要なもの : VP40 または VU40、 DV40 ソケット 2 個

—参考— 通気配管の取付

通気配管工事の際は、以下の項目に注意してください。

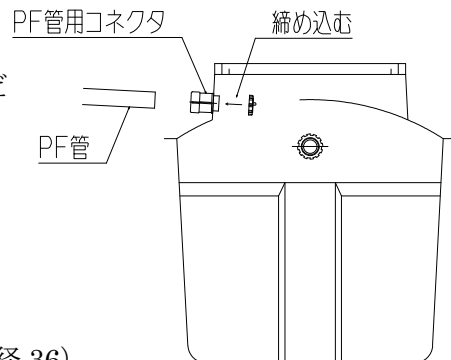
- ・排気管出口部は側溝の水が逆流しないように側溝の最大水位より100mm以上上部に設けてください。
- ・通気管は雨水・放流・その他の配管と接続しないでください。
- ・通気管は配管の途中で水が溜まることのないように真っ直ぐに取付けてください。



通気配管の取付例

6. 電気配線工事について

放流ポンプ槽の側面には、電気配線用の開口が設けられています。キャップをはずし、PF管用コネクタのナットで挟み込むように直接取り付けてください。この際、浄化槽内の塩素ガス逆流防止の為、必ずシリコン等でコーキングを行ってください。



必要なもの : PF管、 PF管用コネクタ (呼び径 36)

7. 特殊施工、オプション施工

CXF型は標準施工されることを前提に設計されております。標準を越える荷重がある場合など標準施工から条件の外れる場合につきましては特殊施工となります。特殊施工の現場の条件は一つひとつ異なりますので、構造計算は、個々の現場単位で実施してください。また、構造が複雑になる場合には設計図に基づいて施工図を作成してください。

7-1 深埋め工事

(1) 深埋めが 30cm 以下の場合

深埋めが 30cm 以下の場合、かさ上げ工事を行います。

かさ上げ工事には当社で用意しているマンホールアジャスタ（別売）を使用します。マンホールアジャスタは必要な高さにカットして使用します。

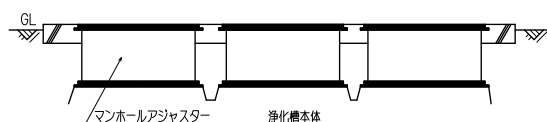


図 3 かさ上げ工事の例

(2) 深埋めが 30cm を越える場合

原水ポンプ槽を設置して深埋めを 30cm 以下にします。

原水ポンプ槽の設置ができない場合はピット工事を行います。

ピット工事の例を右に示します。

土圧から槽を保護するために、浄化槽の周囲に擁壁を設けてください。

擁壁にかかる土圧、上部からの荷重などを十分に検討して仕様を決めてください。

ピット内には水抜き用のドレンパイプを設けてください。

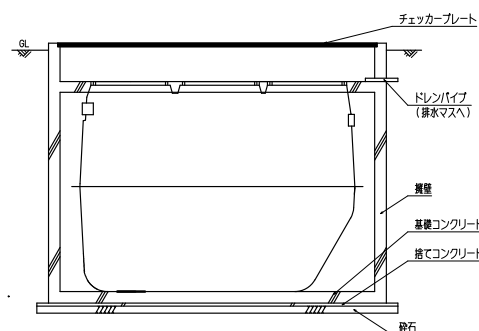
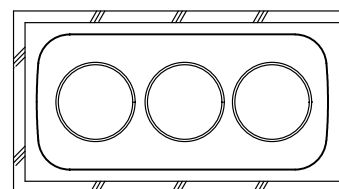


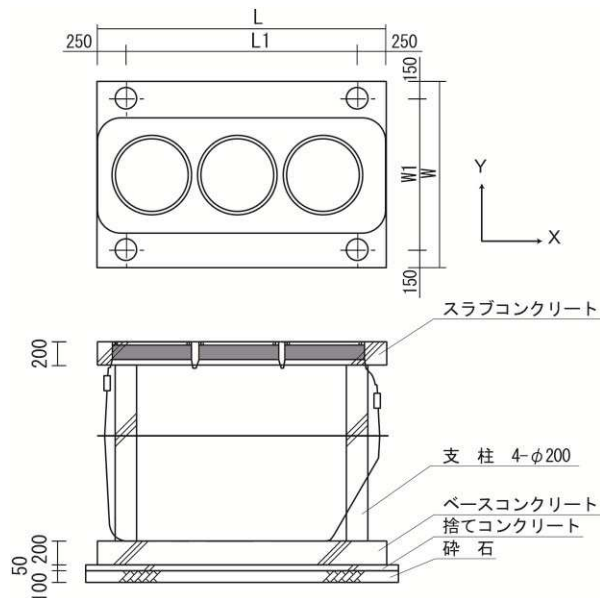
図 4 ピット工事の例

7-2 駐車場に設置する場合

駐車場に設置する場合は、車両重量に応じて支柱工事を行い、浄化槽本体に過大な荷重がかからないよう注意して下さい。また、マンホール蓋の変更も必要となる場合がありますので、荷重条件の確認を事前に行って下さい。

乗用車（総重量 2t 以下）の駐車場に設置する場合は、次の要領で施工してください。
 総重量が 2t を越える場合、一体型排水ポンプ槽がある場合は弊社にお問い合わせください。

据付図<乗用車（総重量 2 t 以下）の場合の例>



◆寸法表 (単位：mm)

記号	CXF		
	- 5	- 7	- 1 0
W	1,760	1,940	2,160
L	2,500	2,950	3,630
W 1	1,460	1,640	1,860
L 1	2,000	2,450	3,130

◆マンホール蓋

乗用車用 (総重量 2 t 以下) FRP 又は 鋳鉄製	3t 車用 (総重量 6t 以下) FRP 又は 鋳鉄製
φ 6 0 0 - 5 0 0 K	φ 6 0 0 - 1 5 0 0 K

マンホール蓋は標準で 500K が付いています。

◆配筋仕様<乗用車（総重量 2 t 以下）の場合の例>

配筋仕様		版 厚	CXF- 5	CXF- 7	CXF- 1 0
スラブ コンクリート	X 方向	200mm	D13@200 ダブル		
	Y 方向		D13@200 ダブル		
ベース コンクリート	X 方向	200mm	D13@200 ダブル		
	Y 方向		D13@200 ダブル		
支 柱	X 方向	—	4-D13		
	Y 方向		D10@200		

排水ポンプ一体型等、支柱レス施工については弊社営業マンにお問い合わせください。

7-3 水場に設置する場合

地下水の多い場所や地盤が軟弱な場合の掘削は、必ず法面崩壊防止のための適切な措置を行ってください。

地下水や湧水の多い地盤の掘削はかま場を設け、水中ポンプを用いて排水してください。

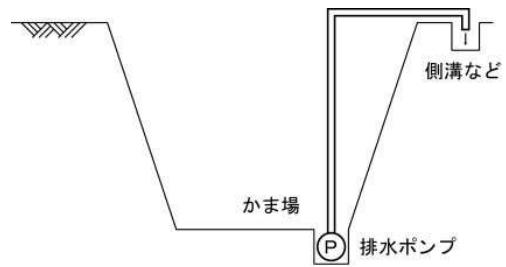


図 5 水替え工法

根巻きコンクリート、重しコンクリート

本体の槽底部又は上部をコンクリートで固めることにより槽の浮上を防止します。

その際スラブコンクリートを必ず打設します。

ベースコンクリートと本体を直結する

ベースコンクリート側

ベース筋にフックを設けるか金具を鉄筋に接続します。

本体側

フランジ部の吊り金具を逆に付け替えます。

接 続

ターンバックルなどで締結します。

スラブコンクリートを必ず設けてください。

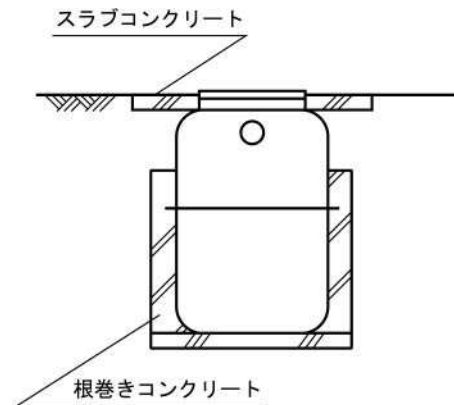


図 6 根巻きコンクリートの例

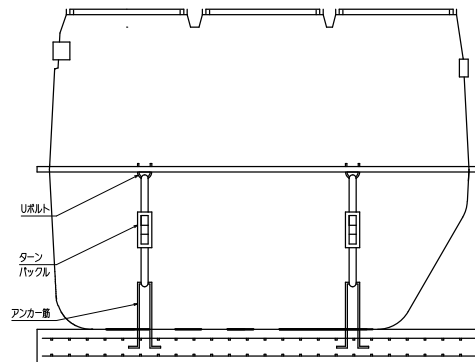


図 7 ベースコンクリートと本体を直結する例

7-4 特殊な荷重がかかる場合

建築物の基礎、道路の際およびがけの下などは非常に大きな応力がかかっているため、原則として浄化槽の設置場所として不適當であり、やむを得ない場合にはこれらの応力を避けて計画してください。

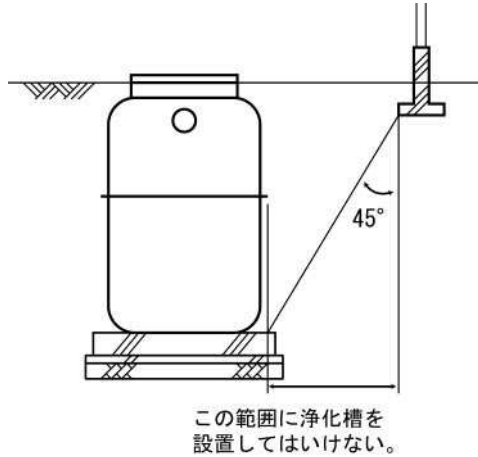


図 8 建物の基礎から離して設置する例

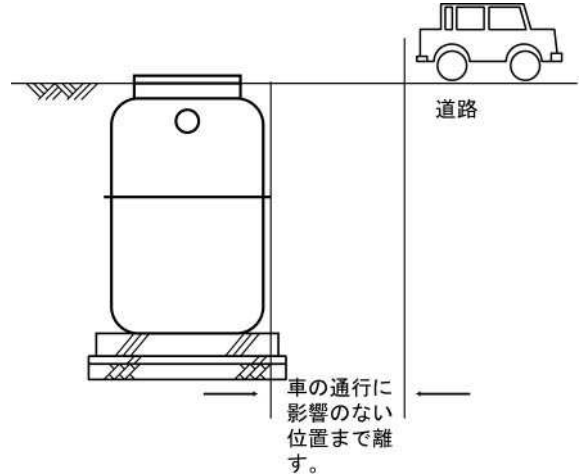


図 9 道路際から離して設置する例

敷地の関係などでやむを得ず設置する場合には鉄筋コンクリートの擁壁を設けてください。

コンクリート擁壁の施工仕様は構造計算によります。

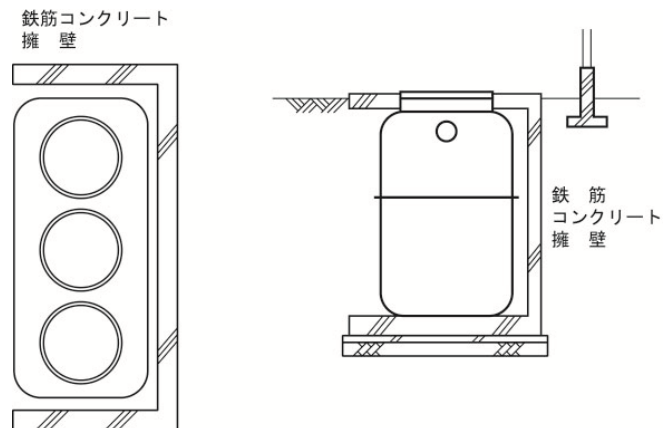


図 10 コンクリート擁壁の例

7-5 臭突配管工事

浄化槽は臭気を発生することがありますので臭突の設置をおすすめします。

特に風通しの悪い場所（中庭、車庫等）、玄関先等臭気の気になる場所に設置する場合やポンプアップ放流の場合には必ず設置してください。

- ・ 臭突の立ち上げ位置は近所の建物の窓の位置を配慮して決めてください。
- ・ 横引き管はできるだけ短くし、浄化槽に向かって下り勾配になるようにしてください。
- ・ 立ち上げ高さは建物の軒下より 1 m 以上にしてください。
- ・ 立ち上げ管は風などで倒れないようにサポートを取り付けてください。
- ・ 排気ファンは必要に応じて設けてください。

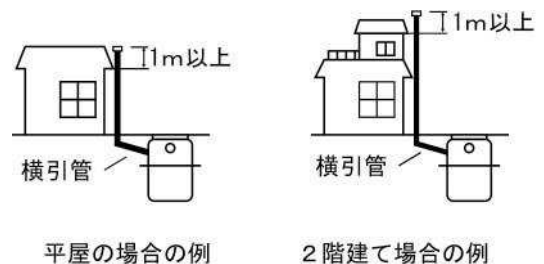


図 11 臭突の設置例

7-6 屋内に設置する場合

屋内に設置する場合は次のことに注意してください。

1. 嫌気濾床槽では二酸化炭素や硫化水素などが発生し、担体反応槽では酸素を消費しますので必ず換気設備を設けてください。
換気設備の位置及び仕様は、周囲の状況や必要な換気能力を十分検討して決定してください。
2. ブロワ、ポンプなどの騒音や振動に対して十分な対策を行ってください。
3. 浄化槽の周囲は、維持管理が十分に行える場所を設けてください。
4. 浄化槽本体には建物の荷重がかかることが多いので事前に荷重の検討を十分行い、補強工事を実施してください。

7-7 寒冷地に設置する場合

寒冷地に設置する場合はその地域の凍結深度以下となるように本体を下げて設置してください。深埋めになる場合は「7-1 深埋め工事」を参照してください。

また、ピットの深さが50cm以上となる場合は浄化槽の首位にも鉄筋コンクリート擁壁を設けてください。

7-8 多雪地域に設置する場合

多雪地域では浄化槽の上部に屋根囲いなどを設け、積雪による荷重が直接浄化槽にかからないようにすることが維持管理上からも望ましく、地面や建物上部の積雪荷重が浄化槽の側面にかかってくる場合は十分な対策を行ってください。

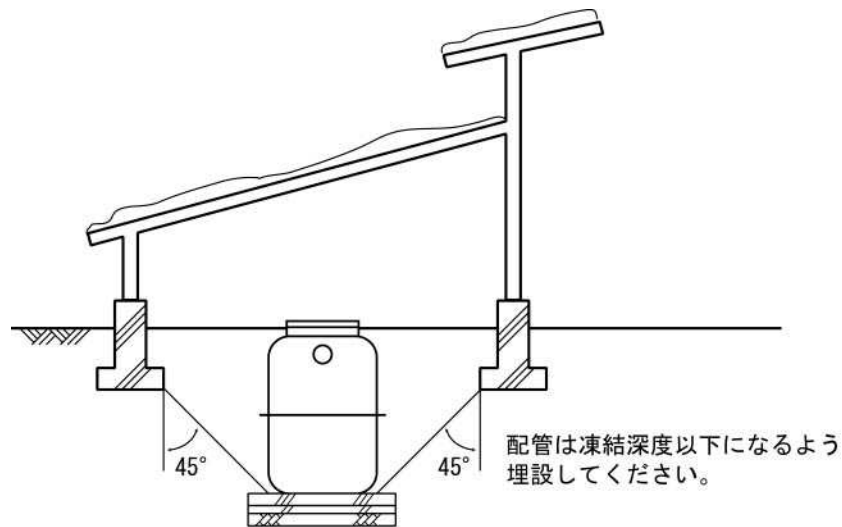


図 12 多雪地域の設置例

7-9 FRP製かさ上げの施工方法

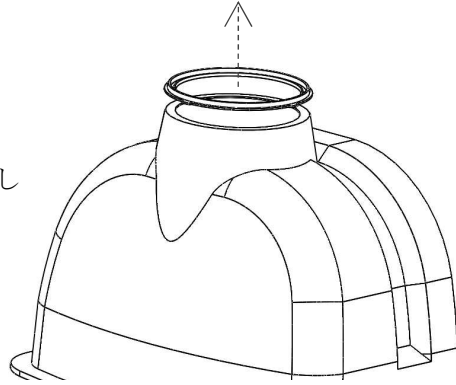
FRP製のかさ上げを使用する場合には次の施工方法で取付を行ってください。

① 既存の枠の取り外し

浄化槽本体に固定されている枠を取り外します。

※M5の皿ビスとフランジナットで固定されています。
ビスは緩み止めが塗布されていますので電動工具を使う場合、使用トルクを弱くし頭をなめないように配慮してください。

※φ600開口はビスが4箇所
φ450開口はビスが3箇所あります。

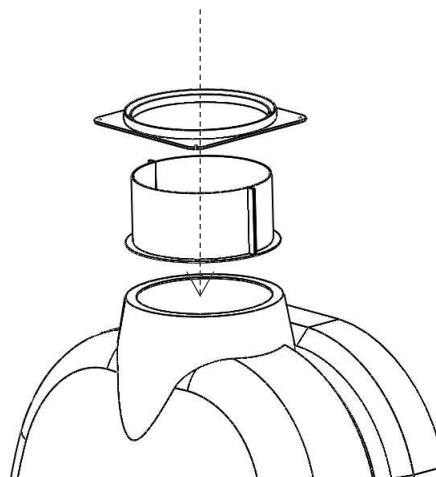


② かさ上げの取付

かさ上げのつばを下にして浄化槽本体に置き、M5サイズのタッピングビスで固定してください。マンホール枠をかさ上げの開口にあわせて乗せ、スラブコンクリートに埋め込んでください。

※地下水の侵入が想定される場合はかさ上げなどの隙間にコーキングを行ってください。

※固定用のビスは別途準備してください。



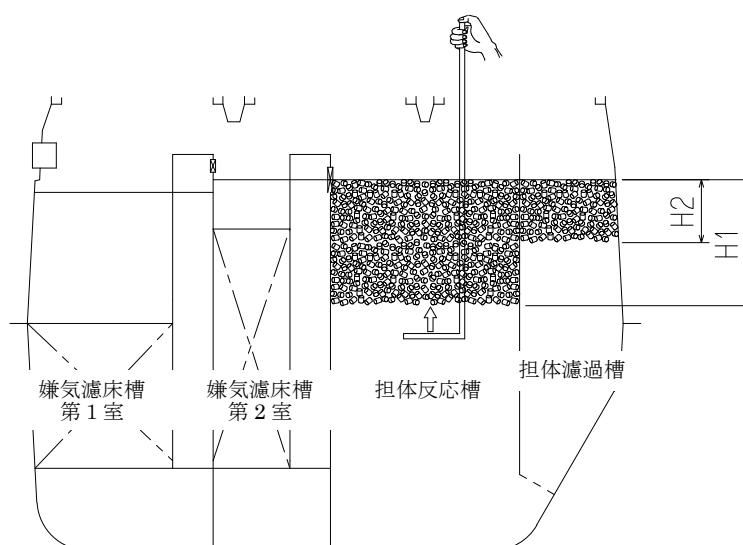
8. C X F 型冠水時の対策

施工時に過剰な水張りをした場合や施工条件によっては放流先の水位が上昇した場合、槽内が冠水状態となる場合があります。

C X F 型においては放流口に P V C 製の目皿を設け槽外への流出を防止すると同時に槽内においては担体が嫌気濾床槽側へ移動するのを防止するため担体流出防止ネットを設けています。

しかし、冠水時に担体反応槽と担体濾過槽との間で担体に移流する場合がありますので冠水後は各槽の担体の厚みを数カ所で測定し担体の量を確認し、おおむね下表のような厚みになるよう調整する必要があります。

以下に担体反応槽および担体濾過槽の担体の厚みを示します。



	C X F - 5	C X F - 7	C X F - 1 0
H 1 : 担体反応槽	3 0 0 ~ 4 0 0		
H 2 : 担体濾過槽	2 0 0 ~ 3 0 0		

各槽の担体の厚み (目安)

9. アフターサービスについて

9-1 保証期間と保証の範囲

1) 保証期間

槽本体：使用開始日より3カ年

ブロワ：使用開始日より1カ年

2) 保証の範囲

浄化槽法に基づく浄化槽工事業者によって適正に設置され、竣工検査を完了したものが、製造上の責任によって構造・機能に支障があると認められるときは無償にて修理します。

なお、離島及び離島に準ずる遠隔地へ出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

また、次の場合は保証期間中であっても有償といたします。

- (1) 消耗部品（消毒剤、ブロワのダイヤフラム、弁など）
- (2) 使用上の誤りによる故障または損傷
- (3) 適切な維持管理をしていないとき
- (4) 適切な工事がなされていないとき
- (5) 改造や不適切な修理による故障または損傷
- (6) 駆動部の取付場所の移動などによる故障または損傷
- (7) 重車両の通行・振動による故障または破損
- (8) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他天災地変による故障または損傷
- (9) 保証書のご提示のない場合

9-2 保証体制

